（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　平成二十九年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額（負数となるときは、零とする。）とする。

［一　略］

二　前年度における平成二十九年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

A　前年度の8月、12月及び3月に交付された利子割交付金の額の合算額

B　平成28年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　平成29年改正前の省令附則第19条第1号の額

三　平成二十九年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

五　前年度以前の年度における利子割交付金の基準額について総務大臣が修正すべきものと認めた額

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

一、九八八、七〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を各都道府県の人口（国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。）で按分した額及び一、九八八、七〇〇、〇〇〇千円の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（経済センサス基礎調査規則によって調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。）で按分した額の合算額に〇・七五を乗じて得た額とする。

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

域における従業者数又は前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となった従業者数

α、β　附則別表第十に定める数値

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　平成二十八年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額（負数となるときは、零とする。）とする。

［一　同上］

二　前年度における改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

A　前年度の8月、12月及び3月に交付された利子割交付金の額の合算額

B　平成27年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　改正前の省令附則第19条第1号の額

三　改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［新設］

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

一、八七五、一〇〇、〇〇〇千円に八分の一を乗じて得た額を各都道府県の人口（国勢調査令によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。）で按分した額、一、八七五、一〇〇、〇〇〇千円の八分の三に相当する額を各都道府県の人口（国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。）で按分した額及び一、八七五、一〇〇、〇〇〇千円の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（経済センサス基礎調査規則によって調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。）で按分した額の合算額に〇・七五を乗じて得た額とする。

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額